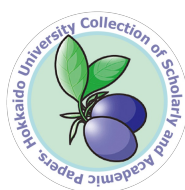




Title	カザフスタン核関連輸出管理法制の発展とNSGガイドライン改定の関連性：独立からNSG参加までの制度設計過程において
Author(s)	加藤, 優弥; KATO, Yuya
Citation	日本中央アジア学会報, 19, 35-37
Issue Date	2023-07-31
DOI	https://doi.org/10.14943/jacas.19.35
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94175
Type	journal article
File Information	JB19_006kato.pdf



カザフスタン核関連輸出管理法制の発展と NSGガイドライン改定の関連性 — 独立からNSG参加までの制度設計過程において —

加藤 優弥

本報告は、カザフスタンが原子力供給国グループ(Nuclear Suppliers Group: 以下、NSG)に参加する2002年5月8日までの輸出管理国内法制の発展過程に関心を持ち、特にNSGガイドライン改訂との連動性について取り扱ったものである。1991年12月16日にソ連から独立したカザフスタンには、核関連の輸出管理を実施するための政府部門や法制度が存在しておらず、他地域への軍事技術の流入が懸念されていた[Eleukenov and Wolfe 1999: 89]。NSGは、核兵器開発に利用される原料や技術を輸出できる国によって構成される輸出管理レジームの1つであり、付属リストに記載されている特定品目の輸出条件を定めたNSGガイドラインを公表している。ウラン埋蔵量第2位のカザフスタンは、NSG参加国への特定品目の輸出を効率的に行うため、NSGへの加盟を希望していた[The Monterey Institute of International Studies and the Carnegie Endowment for International Peace 1998: 91]。NSGに加盟するためには、カザフスタンは国内の輸出管理法をNSGガイドラインの最新版で定められた基準までアップグレードする必要があった。カザフスタンがNSGに加盟した当時、同国はいくつかの国内法制を整備しており、NSGガイドラインは2002年までの間に4回改訂されている。そこで、本報告では、NSGガイドラインの改定に対応する形でカザフスタンが自国の輸出管理法制を整備させていたかどうかを検証することで、カザフスタンが1996年にNSGに参加できなかった理由と、2002年にNSGに参加できた理由を明らかにすることを目的とした。

そもそも、NSGは、参加希望国の参加の是非について、以下の5点を考慮している。①ガイドラインのリスト品目を輸出する能力があり、②ガイドラインを支持し、それに沿う形で行動し、③ガイドラインに沿う国内輸出管理法制を整備し、④核不拡散条約などに加盟し、それらの義務を完璧に履行し、国際原子力機関との間で包括的保障措置協定が発効し、⑤大量破壊兵器とその運搬手段の不拡散に向けた国際的な取り組みを支持していることとしている[IAEA 2022: para 38]。しかし、NSGは、参加国の全会一致制で議決されるため、以上の要件を満たしていたとしても、参加国の政治的理由により参加を拒否される場合もある。つまり、参加希望国がNSGガイドラインの基準を満たす輸出管理法制を整備した上、さら

に⑥既存の参加国から政治的に参加を阻止されないことが、参加の条件といえる。

調査の結果、明らかになったことは以下の通りである。先行研究の中には、カザフスタンの輸出管理法が1990年代前半にはすでにガイドラインにかなり近いものであったと評価するものもあったが[Yeligbayeva 2001: 1-3]、本報告では、カザフスタンが1996年にはまだ核関連デュアルユース品目の規制枠組みを用意していなかったことを明らかにした。さらに、1996年の輸出管理法で国際水準未満であった箇所はNSGガイドラインの改訂部分であることを明らかにした。これは、NSGガイドラインの頻繁な改定に、カザフスタンの国内法制の改正が追いつかなかったことを示している。2000年の改正法では、NSGガイドラインの改定に合わせて国内法制にも改善が見られたが、リスト記載漏れがあるなどの課題があった。これは、NSGに参加する上で要する条件③NSGガイドラインに沿う国内輸出管理法の整備は厳格に精査されるものではなく、最終的には参加国の政治的な判断によって参加が許されていたことを示す。その点では、条件⑥参加国のコンセンサスこそ、カザフスタンがNSGに参加できた最も大きな要因であると指摘できよう。ただし、NSGが条件③を審査する際、最低限クリアすべき水準を定めている可能性も考えられる。事実、カザフスタンの国内法制に記載漏れがあった品目はわずか4点のみであった。

以上の報告内容をうけて、討論では、核不拡散レジームにおけるNSGの位置付け、新規独立国であるカザフスタンを事例とすることの妥当性や、レジーム参加後のウラン輸出の変化などについて議論された。フロアからは、カザフスタンが輸出しているウランの形態、カザフスタンのウラン輸出先の実態、NSG側の資料の入手の可能性、他にNSGに参加できなかった国の有無について質問があった。

参考文献

- Eleukenov, Dastan and Wolfe, Keith D. 1999. "Export Controls in the Republic of Kazakhstan," in *Dangerous Weapons, Desperate States*, edited by Bertsch, Gary K. and Potter, William C., New York and London: Routledge, 1999, pp. 88-99.
- IAEA. 2022. "Communication Received from the Permanent Mission of the Argentine Republic to the International Atomic Energy Agency on Behalf of the Participating Governments of the Nuclear Suppliers Group," *INFCIRC/539Rev.8*, URL: <https://www.nuclearsuppliersgroup.org/en/participants1>, 閲覧日：2023年11月26日。
- The Monterey Institute of International Studies and the Carnegie Endowment for International Peace. 1998. *Nuclear Successor States of the Soviet Union, Nuclear Weapon and Sensitive Export Status Report*, no. 5, URL: https://nonproliferation.org/wp-content/uploads/2016/06/nuclear_successor_states_of_the_soviet_union.pdf, 閲覧日：2023年11月26日。
- Yeligbayeva, G. Zh. 2001. "The System of Nuclear Material Control of Kazakhstan," *International*

Nuclear Information System, vol. 33, no. 39, pp. 1-3, URL: <https://www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/ss-2001/PDF%20files/Session%2012/Poster%2012-02-P.pdf>, 閲覧日：2023年11月26日。

(筑波大学大学院国際公共政策学位プログラム)